

アストのなっとく講座

～こんな時はど～なる？
保険のギモン編～

 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫
 はっば・・・わがまま、気まぐれな妹猫



今日は番外編！保険のギモン特集です！



良くある質問の中から、特に多いものを紹介しちゃうわよ～♪

【その①海外旅行保険編！】



Q:海外旅行から無事に帰国。
空港から自宅に帰る途中の怪我は補償される？



A:正解は・・・される！
海外旅行のために、自宅を出発してから帰宅するまでに負ったお怪我を補償します。まさに、家に帰るまでが海外旅行！なのよ。



Q:海外旅行先で病気に。入院と手術代は補償される？



A:正解は・・・される！
怪我だけでなく、病気も補償の対象になるの！
ちなみに。国内旅行保険では、旅行中の怪我は補償されるけど、病気の補償はされないの。ここは注意してくださいね。



Q:海外旅行先で火山の噴火にまきこまれて怪我！これも補償される？



A:正解は・・・される！
地震・噴火・津波もOKなの。
ちなみに。国内旅行保険では、地震・噴火・津波による怪我は補償がされないから注意よ？

【その②自動車任意保険編！】



Q:誤って自分の車で家族をひいて怪我をさせてしまった！
対人賠償保険で補償される？



A:正解は・・・されない！
ただし、人身傷害補償保険が付いていればそっちで補償されるわね。
ちなみに。会社のトラックで同僚をひいてしまった場合も同じ、対人賠償は補償対象外です。



Q:無免許運転で歩行者をひいてしまった！
対人賠償保険で補償される？



A:正解は・・・される！
被害者救済の観点から、被害者への賠償は補償対象です。
これは飲酒運転でも同じで、被害者への賠償は補償がされますよ。



Q:タイヤがパンクしちゃった！車両保険でタイヤ代は補償される？



A:正解は・・・されない！
タイヤのみの損害の場合、車両保険の補償対象外なんですよ。

【その③火災保険編！】



Q:自宅が火事になり、車庫にあった車も燃えちゃった・・・
火災保険で補償される？



A:正解は・・・されない！
自動車は火災保険では対象外なの。
ただし。自動車保険の車両保険へのご加入があれば、火災での損害も補償対象です。

ちなみに。燃えた車庫は補償の対象よ！
基本的に同じ敷地内であれば、火災保険で補償されるの。



Q:隣の家から失火。自分の家に燃え移って自分の家も燃えてしまった！
隣の人から賠償してもらえる？



A:正解は・・・されない！
なんか腑に落ちないんだけど、失火責任法では基本的に賠償の義務はないの。自分の家の火災保険での対応になるわね。

ちなみに。賃貸のアパートで自分の部屋から失火の場合は賠償義務があります。賃貸借契約で原状復帰の義務があることから、失火責任法は適用がされないのよ。



はあ——い！今日は、ここまで——!!!



保険のギモン特集でした♪



お役に立てたかこゃ？

アストのほけん

 0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5

■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/10:00～19:00

E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:http://astnohoken.com/